**労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について**

厚生労働大臣　殿

　（熊本労働局長　　経由）

労働者派遣事業の許可申請を行うにあたり、当社の状況について以下のとおり自己チェックをいたしました。

令和　　年　　月　　日

住所

代表者役職

　　　　　　　　　　　　　　代表者名

（自己チェック実施者）

役職

　　　　　　　　　　　　氏名

１　原則の事項

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 労働者派遣法、労働基準法その他の法律を遵守する | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 欠格事由に該当する事項はない | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 専ら派遣として行う事業ではない | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 過去３年以内に派遣元責任者講習を受講した派遣元責任者を規定の人数配置している | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 個人情報の管理について規定の措置を実施している | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 以下のいずれかの財産的基礎を満たしている | [ ] はい（満たしている項目にもチェック） | [ ] いいえ |
| [ ] 大企業、中小企業（右の場合を除く）基準資産額2,000万円以上、基準資産額が負債の総額の７分の１以上、現預金1,500万円以上 | [ ] （旧特定派遣事業者で）暫定的な配慮措置に該当する事業者が更新を行う場合常時雇用している派遣労働者が10人以下、基準資産額1,000万円以上、基準資産額が負債の総額の７分の１以上、現預金800万円以上 | [ ] 労働者供給事業を行う労働組合等から供給される労働者のみを対象として労働者派遣事業を行う場合基準資産額1000万円以上、基準資産額が負債の総額の７分の１以上、現預金750万円以上 |
| 事業所はおおむね20㎡以上ある | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 雇用している派遣労働者について |
|  | [ ] 雇用期間が無期の派遣労働者のみを雇用することを予定している[ ] 雇用期間が有期の派遣労働者のみを雇用することを予定している[ ] 雇用期間が無期の派遣労働者と有期の派遣労働者をどちらも雇用することを予定している |
| 派遣労働者を労働保険、社会保険に加入させている | [ ] はい | [ ] いいえ |

２　許可要件に関する特記事項

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 派遣労働者のキャリア形成支援制度の事項 |
|  | 実施する教育訓練は、その雇用する全ての派遣労働者を対象としている | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 実施する教育訓練は、有給かつ無償で行われるものである | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 実施する教育訓練は、派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものとなっている | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれている | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （無期雇用派遣労働者を雇用する事業主のみ）無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものである | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 担当者を配置したキャリアコンサルティングの相談窓口を設置しており、希望をすれば、雇用するすべての派遣労働者が利用できる | [ ] はい | [ ] いいえ |
| キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規定されている | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練が行われ、教育訓練は、少なくとも最初の３年間は毎年１回以上の機会の提供がある | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 実施時間数については、フルタイムで１年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、少なくとも最初の３年間は、毎年概ね８時間以上の教育訓練の機会の提供がある | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供している | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 派遣元事業主は、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後３年間は保存している | [ ] はい | [ ] いいえ |
|  |
| 質問 | 回答 |
| 派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項 |
|  | 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする規定がある | [ ] はい | [ ] いいえ |
|  | 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規定がある | [ ] はい | [ ] いいえ |

３　その他の事項

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| その他 |
|  | 既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない | [ ] はい | [ ] いいえ |
| 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している | [ ] はい | [ ] いいえ |

（記入にあたっての注意）

本票は、あくまでも許可申請内容に対する自己チェックを目的としています。

このため、すべての事項が「はい」であったとしても、審査の結果如何では自己チェックの結果とは異なることがあります。